

令和元年12月24日

◎今城委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(12時58分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎今城委員長 本日の委員会は「委員長報告の取りまとめ」についてであります。

お諮りいたします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、その内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過 並びに 結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案、第8号議案、第9号議案、第12号議案、第21号議案、第22号議案、以上6件については、全会一致をもって、第1号議案は賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

なお、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

教育委員会についてであります。

「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、債務負担行為の基礎学力把握検査等委託料について、執行部から、生徒の学力状況を確認し、指導改善につなげる学力定着把握検査を、できるだけ早い時期に民間業者に委託し、より効果的な対策を講じて学力向上につなげていくものであるとの説明がありました。

委員から、基礎学力把握検査の実施にあたり、新高校1年生に対し入学前の3月末に学力定着把握検査を行うことは、不合理ではないかとの質疑がありました。

執行部からは、生徒の学力をしっかりと育てていくためには、学力定着把握検査により、その学力状況を見ながら、しっかりと取り組みを進めていく必要があるため実施しているものであるとの説明がありました。

委員から、委託事業者の選定について、毎年同じ事業者に委託しており、その理由として、事業者がかわると過去データが利用できなくなるためと説明があったが、県として、委託事業者から毎年データを回収し、分析するべきではないのかとの質疑がありました。

執行部からは、データは前年度も含めて、業者のほうで、生徒個人個人を細かくしっかりと分析して、生徒にも返還をされ、また、学校はそれを確認しながら、各生徒の課題に合わせた個別の指導ができるようになってきている。委託事業者の選定については、今後は、競争原理が働く調達方法に移行するように取り組んでいくとの答弁がありました。

複数の委員から、学力定着把握検査について、まず生徒自身が学力の状況を自己認識すること、また、学校も生徒の課題等を把握して指導するということは大切であり、今後も取り組みを進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、債務負担行為の高知若草特別支援学校のスクールバス運行委託について、執行部から、肢体不自由特別支援学校であるため、運行開始前にルート確認のほか、乗車する生徒の障害についての理解や、車いすの固定、身体の適切な固定方法について、介助員等への教育が必要である。安全で質の高い業務の履行にはこうした準備が必要であり、早期の契約が望まれるため予算を計上するものであるとの説明がありました。

委員から、スクールバスの運行中に、災害等があったときに、どう対応するのかとの質疑がありました。

執行部からは、緊急時や地震の際にどのように避難をするか、様々な想定をした避難訓練を年2回行っている。また、高知若草特別支援学校のスクールバスには2名の介助員が乗っているが、自分達だけでは避難できない場面を想定した訓練も実施しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

「県政運営指針検証委員会の検討状況等について」、執行部から、12月10日に開催された第1回高知県「県政運営指針」検証委員会について報告がありました。

委員から、県政運営指針に関する意識調査として職員を対象に実施したアンケートについて、回答率が5割強にとどまっているが、県庁職員が働く上において大きな柱になるものであり、全職員から回収して分析することが大事ではないかとの質問がありました。

執行部からは、検証委員会においても回収率を上げる努力が必要との意見があり、今後は回答を求めることも含め対応したいとの答弁がありました。

別の委員から、現時点の案について、濱田新知事の意向が反映されていないように見え、違和感を覚えるが、どう考えているかとの質問がありました。

執行部からは、今回の検証委員会では、知事が交代するタイミングでの開催となったこ

と及びこの指針は県庁として従うべき普遍的な内容が多いことを前提に検証を行った。今後、改定に向けて知事と協議を行い、柱の立て方や表現など必要に応じて修正していくことを考えているとの答弁がありました。

別の委員から、コンプライアンスの徹底のために、県政運営指針をどのように活用しているのかとの質問がありました。

執行部からは、県政運営指針は新任職員や課長等の各階層での研修などで活用している。また、モード・アバンセ事件については県政の教訓としてしっかりと引き継ぎ、県が組織として不適切な政策決定を防ぐ取り組みを継続して実施していることを研修で説明しているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について」、執行部から、本県の生徒指導上の諸課題は依然として厳しく、暴力行為、いじめ、不登校ともに前年度より増加している。特に小中学校の不登校は増加する傾向にあり、総合的な対応を強化していきたいとの説明がありました。

委員から、暴力行為、いじめ、不登校はすべて関連して起こっており、入学前の幼児教育が重要だと考えるが、現状をどのように分析しているのかとの質問がありました。

執行部からは、小学校入学時に既に課題を抱えている児童がいることは把握しており、保幼小中学校と連携していくということも重要である。また、学級経営において、小中学校を中心に始めたメンター制などにより、若年教員を育成していくことを学校でしっかり取り組んでいくことも重要であると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、不登校に対する取り組みは対症療法になっており、未然防止に向けた取り組みが必要だと思うがどうかとの質問がありました。

執行部からは、対症療法的なものではなく未然防止の取り組みが大事であることは、教育の本質の部分だと考えている。子供たちが行きたくなる学校をどうやってつくっていくのか、そこを追求するのが我々の仕事であることを再認識し、教育行政に携わっていききたいとの答弁がありました。

別の委員から、中山間地域において地元の教育支援センターは近すぎて相談しづらいとの声があるが、何か対応方法はないかとの質問がありました。

執行部からは、地元だから相談しにくいという保護者等がいることは把握しており、今、近隣市町村の教育支援センターの活用について、制度設計を含めて市町村に相談している。また、心の教育センターで不登校の子供を持つ親の相談を受ける会を毎月開いているとの答弁がありました。

別の委員から、発達障害のある子供に対して特性に応じた適切な支援を行うことによって、予防できる不登校もあると考えるので、学校としての支援力の向上を進めてほしいと

の要請がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎**今城委員長** それでは御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

(なし)

◎**今城委員長** 正場に復します。

この報告書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**今城委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎**今城委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、来年度の出先機関等の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関等の調査にあたり本委員会において、民間施設等を含めた予定の調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について、書記に説明させます。

◎**書記** 出先機関等調査の調査先選定についてご説明いたします。

まず、総務委員会が所管する出先機関は、お配りしておりますA3の資料のとおりでございます。

この資料の上段には、平成27年度以降の調査実績の一覧表を、下段にはこれまでの調査実施対象の考え方(案)について記載しております。

なお、令和2年度の欄には、調査実施対象の考え方(案)に沿って令和2年度に出先機関等調査を行う場合の調査先を、仮で記載しています。

資料の2枚目に参考として、昨年度と今年度の、出先機関等調査の日程表をつけており

ます。

今後の選定スケジュールですが、1月17日までに出先機関等調査とあわせて視察すべき民間施設等を事務局まで御連絡いただき、民間施設等に視察の受け入れが可能か確認後、正副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行った後、2月定例会で日程案としてお示しをしたいと考えております。2月定例会でご協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、次年度の新しい委員会で正式に決定する流れとなります。

説明は以上です。

◎今城委員長 それではこのことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

－ 出先機関等調査の調査先について協議 －

◎今城委員長 それでは正場に復します。

それでは、先ほどお配りしました資料を参考にいただき、調査すべき施設等、ご意見がございましたら、1月17日までに事務局までお知らせください。

その後、正・副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において、本委員会からの申し送り案としてご協議をいただくことといたします。

以上をもって日程はすべて終了いたしました。

それでは委員会を閉会いたします。

(13時15分閉会)